

## 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の策定について

### 1. 計画策定に係るこれまでの経過について

○平成 28 年 3 月 15 日(火)

東部広域より東部広域廃棄物等審議会(委員 13 名)へ【諮問】

○平成 28 年 4 月 20 日(水)～5 月 9 日(月)

東部広域廃棄物等審議会としての計画(案)に対するパブリックコメント  
(意見募集)を実施

### 2. 計画(案)の概要について

#### (1) 策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 57 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、東部圏域の良好な水環境を維持していくため、人口減少等の社会情勢や生活排水処理の課題等を踏まえ、より計画的な生活排水処理の推進を目的とする。

#### (2) 目標年次

平成 42 年度(計画期間:平成 28 年度から平成 42 年度)

#### (3) 対象区域

鳥取県東部圏域(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)

#### (4) 策定主体

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町  
鳥取県東部広域行政管理組合

#### (5) 計画内容

別添(概要版)のとおり

### 3. 計画策定に係る今後の日程(案)について

○平成 28 年 5 月中旬

東部広域廃棄物等審議会より東部広域へ【答申】

○平成 28 年 5 月 26 日(木)

東部広域議会臨時会(議員全員協議会)へ説明

○平成 28 年 5 月末

一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の策定

### 計画策定の背景と目的

鳥取県東部圏域内の海・川・池などの水環境は、生活排水の適正処理が行われてきたことにより、良好に保たれています。  
 これからも良好な水環境を維持していくために人口減少等の社会情勢や生活排水処理の課題を踏まえて、より計画的に生活排水処理を推進するため一般廃棄物(生活排水)処理基本計画を策定します。

### 生活排水処理の体制と課題

**生活排水処理の体制**  
 鳥取県東部圏域では、鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町と鳥取県東部広域行政管理組合とが共同で生活排水処理を行っています。

- 鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町の役割**  
 公共下水道事業の整備、合併処理浄化槽設置の促進、集落排水事業の整備など
- 鳥取県東部広域行政管理組合の役割**  
 し尿処理施設「因幡浄苑」でのし尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥」の処理など

### 課題

- ・お風呂や台所などから出る生活雑排水の未処理世帯への下水道接続等の推進
- ・し尿処理施設の老朽化を見据えた維持管理
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査実施の普及啓発、家庭や事業所での適切な生活排水対策など

### 計画の基本理念

本計画の基本理念は、鳥取県東部圏域の良好な水環境を維持していくため、次のとおりとします。

**生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ**

### 計画期間

本計画は、平成 28 年度を初年度とし、平成 42 年度を目標年度とする 15 ヶ年計画とします。

### 計画の基本理念実現のための基本方針

#### 基本方針1 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進

住民・事業者は、生活排水による環境への影響を理解し、水環境保全への配慮を心がける等、生活排水の適正処理に協力します。行政は、生活排水に関する情報を提供し、指導を行っていきます。

#### 基本方針2 生活排水処理の促進

生活排水処理を進めるため、集合処理の区域内の未接続世帯に対しては、集合処理施設への接続を促進し、集合処理の区域以外では、浄化槽の整備を推進します。また、浄化槽を設置している住民、事業者に対して、浄化槽法に基づいた保守点検、清掃、法定検査を実施するよう啓発していきます。

#### 基本方針3 生活排水処理施設の適正な維持管理

し尿や浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、これまでと同様に適正処理が行えるよう、し尿処理施設等の維持管理、老朽化対策、及び長寿命化対策を実施していきます。

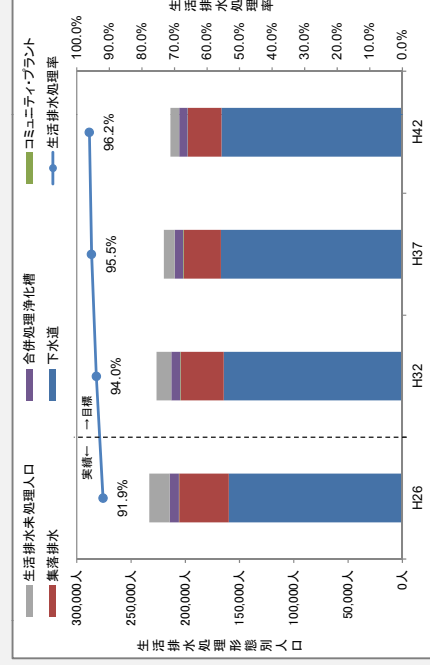
### 具体的施策

基本方針の具体的施策の内容は以下のとおりです。

基本方針	具体的施策
住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>住民の取り組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における水質保全対策(廃食油を流しに捨てない など)</li> <li>・排水処理対応(下水道等の接続を行う など)</li> <li>・水質保全美化活動(河川の清掃活動に参加する など)</li> </ul> </li> <li>▶ <b>事業者の取り組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における水質保全対策(汚濁物質を削減する など)</li> <li>・水質保全美化活動(河川の清掃活動に参加する など)</li> </ul> </li> <li>▶ <b>行政の取り組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水対策の推進(生活排水対策の取り組みを啓発 など)</li> <li>・事業所の生活排水対策の推進(適正処理の指導 など)</li> <li>・水質の監視・調査(調査結果の公表 など)</li> <li>・水質保全活動の支援(河川の清掃活動を支援 など)</li> </ul> </li> </ul>
生活排水処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 下水道等への接続を促進</li> <li>▶ 合併処理浄化槽の設置を補助</li> <li>▶ 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の実施を啓発</li> </ul>
生活排水処理施設の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 下水道や集落排水施設の老朽化対策を実施</li> <li>▶ し尿処理施設の適正な維持管理を実施</li> </ul>

### 計画の数値目標

本計画の数値目標は、下水道及び集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の設置を推進することで、**目標年度の平成 42 年度において、本圏域内全体の生活排水処理率を 96.2%以上とします。**



※生活排水処理率は、下水道・集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽によって、し尿・生活雑排水の処理が行われている割合。